

新しい保険証を郵送します

現在使用中の国民健康保険と後期高齢者医療の保険証の有効期限は、7月31日です。

新しい保険証を 7 月中に簡易書留郵便で送付しますので、 8 月 1 日以降は新しい保険証を使用してください。

配達時に受け取れず、「ご不在連絡票」がポストに入っていた場合は、必ず郵便局に連絡して再配達などを依頼してください。

後期高齢者医療被保険者証について

自己負担割合 世帯用件 3 割 同一世帯の後期高齢者医療制度加入者のうち、住民税課税標準額が145万円以上の人がいる 同一世帯の後期高齢者医療制度加入者のうち、住民税課税標準額が28万円以上で、「年金収入 2 割 +その他合計所得」が200万円以上(世帯に2人以上の加入者がいる場合は320万円以上)の人がいる(自己負担割合が3割の人を除く)

新しい保険証(例)



▲国民健康保険証

▼後期高齢者医療被保険者証(クリーム色)



間健康保険課保険年金係 ☎ 286 - 3113

「限度額適用認定証」などの更新

現在使用中の「限度額適用認定証」と「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は、7月31日です。

国民健康保険加入者と後期高齢者医療制度の加入者では、手続きが異なりますので注意してください。

国民健康保険加入者

現在、認定証の交付を受け、8月以降も引き続き交付を希望する場合は、8月1日(火)以降に手続きをしてください(7月中は手続きできません)。

注意事項

- ・手続きした月の初日から有効な認定証を交付します。
- ・保険税の滞納がある場合は更新手続きができません。
- ・70歳以上の場合、所得区分によっては認定証発行が不要です。

手続きに必要なもの

- ・更新が必要な人の新しい国民健康保険証
- ・本人確認ができる書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)
- 委任状(別世帯の人が申請する場合)

後期高齢者医療制度の加入者

限度額適用認定証を持っている人

8月1日以降も引き続き要件に該当する人には、新しい認定証(ピンク色)を保険証と一緒に郵送します。

限度額適用・標準負担額減額認定証を 持っている人

8月1日以降も引き続き要件に該当する人には、新しい認定証(クリーム色)を保険証と一緒に郵送します。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」 の交付対象となるのは、世帯全員の住民 税が非課税の人です。

問 健康保険課 保険年金係

2 286 - 3113